

中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金の未収金に関する 今後の方針について

1 未収金の現状と課題

(令和4年度末時点)

資金名	未収先数(件数)	未収金額
中小企業設備近代化資金	24企業(28件)	88,024千円
中小企業高度化資金	9組合・企業(10件)	1,107,095千円

- (1) 令和4年度末時点で、未収金は約11億9,500万円となっており、弁護士やサービサー(債権回収会社)等を活用しながら、状況に応じて、時効の更新や法的手続を実施し、債権の回収を継続している。
- (2) しかし、未収金となっている債権の管理が長期化することで、債務者の高齢化に伴う返済能力の低下や相続の発生に伴う権利関係の複雑化等により、「回収困難」となっている債権も生じてきており、債権管理の適正化のため、債権放棄を含めた整理を進める必要がある。

2 対応方針

- (1) これまでどおり、回収の最大化を原則として取り組む中で、
- ・「時効の援用」により、債権が「消滅」した案件
 - ・破産「免責」された案件 等、
- 地方自治法その他の法令の規定により、「法令上の請求不能」となった債権は、不納欠損処分を行う。
- (2) 新たに「不納欠損処分基準」を策定し、
- ・債務者からの返済がなく、強制執行の費用が回収見込み額を超える案件
 - ・相続放棄により、相続人が不存在となった案件 等、
- 「回収困難」となった債権は、権利放棄の妥当性について、事前に、国等や専門家から意見を聴取した上で、議会の議決によって「権利の放棄」を行い、不納欠損処分を行う。